



| 判定 | 結果 | 相談先 | 注意事項 |
|----------|----------------|--------------------------|---|
| A | 確定申告 が必要です | 土浦税務署 029-822-1100 | 所得税の確定申告書を提出すれば、住民税申告は不要です。確定申告書内「住民税・事業税に関する事項」に該当する場合は必ず記入して下さい。A※源泉徴収税額の関係で控除を追加しても還付にならない場合があります。 |
| B | 住民税申告が 必要です | 税務課市民税担当 0299-23-1111 | 所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。 |
| C | 申告不要です | | 所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です |